

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成23年度第3回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開催日時	平成24年1月13日（金） 午前9時5分～午前9時42分
開催場所	市役所 4階会議室
議 題	審議（答申書の決定）
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人
	松本修二（会長），本田典孝（職務代理者），前田峻司，中條尚子，馬淵キノエ，中山節子，吉岡和子
傍 聴 者	なし
担 当 課 お よ び 連 絡 先	総務課 （Tel 839-2181）

答申内容
<p>1 市長・副市長の給料の額 改定を見送るものの，一定期間の減額措置を求める。</p> <p>2 議員報酬の額 改定を見送るものの，一定期間の減額措置を求める。</p> <p>3 議会における政務調査費の額 据置き</p>

【経過および結果】

答申案を審議した結果，全会一致で原案どおり決定した。

【主な質疑応答】

馬淵委員）理由では据え置くことが適当であるとの表現を用いているが，政務調査費の額に係る委員全員の受止めは，止むを得ず据え置くこととしたものである。「適当」の文言を用いることで，積極的に据え置くことがふさわしいとの印象を与える可能性があることから，「適当」の文言を外し，据置きとの結論に達した，と表現する方が適切ではないか。

鴨井課長）本来であれば，執行状況等から減額改定を求めたいとの考えが委員の総意であることから，「適当」の文言を外しても問題はないと考える。

松本会長）主文では，議員報酬と市長・副市長の給料の額についての結論と政務調査費の額についての結論を併せて記載しており，政務調査費の額を据置きとすることのみを適当としているのではない。馬淵委員の意見も理解できるが，本審議会は，決定機関ではなく市長の諮問に応じて答申を行う諮問機関であることから，答申においては断定的な表現を用いるよりも適切，適当，相当，妥当などの表現を用いて審議会としての意見を取りまとめる方が良いのではないかと考える。「適当」の

文言に違和感があるのであれば、「相当」などの表現に変えることは可能と考える。

前田委員)「適当」の文言を用いる場合と用いない場合とでは、どちらがより強い表現となるのか。

松本会長) 答申の趣旨としては変わらないと考える。

前田委員) 本審議会は強い権限を持っている訳ではなく、審議会の総意として答申にあるような結論に至ったことを伝えるのであれば、原案どおりで良いのではないか。

吉岡委員) これまでの審議経過を踏まえると、政務調査費の額については、本来であれば、減額改定を求めたいところを今年度は特別に据え置くこととしたものであるが、理由の前段にある経緯を踏まえずに「適当である」という文言のみを捉えて異なった解釈をされる懸念もあることから、「相当」の文言を用いる方が適切ではないか。

本田委員) 原案どおりで良いと考える。

中山委員) 「据置きとすることとの結論に達した」という表現はどうか。

前田委員) より強い表現を用いて本審議会の趣旨を示したいが、くどくなってもいけない。

中條委員) 「適当」の文言は、「的確」や「いい加減」など異なる意味を持ち、人によって異なった解釈をされる懸念があることから、「据え置くとの結論に達した」という表現が良いのではないか。

馬淵委員) 松本会長の考えはどうか。

松本会長) 吉岡委員の発言にあった、言葉を都合よく解釈されないためにも、「適当である」との文言が、適切、適当の意味でないことを示す必要があり、解決方法として馬淵委員の案が考えられるが、更に穏健な表現とするのであれば、中山委員の「据置きとすることとの結論に達した」という表現も良いのではないかと思う。

本田委員) 政務調査費の額については、条件を付けた上で改定を見送ることとしていることから、「適当」の文言を用いる方が良いと考える。

前田委員) 政務調査費の減額改定よりも、議員報酬の減額措置を実施してもらいたい。結論の「適当」の文言の有無については、どの委員の案を採用しても趣旨は伝わるはずだ。

松本会長) 例年、答申書ではどのように表現されているのか。

鴨井課長) 政務調査費の額を据置きとした答申では、例年、理由に「据え置くことが適当である」との表現を用いている。主文についても、平成17～19年度の答申では「据置きとすることが適当である」との表現を用いている。

松本会長) 前例踏襲主義ではないが、結論の表現を変えることについては、検討が必要である。

鴨井課長) 政務調査費については、理由の前段で平成23年度の状況によっては減額改定を求めるところを前提条件としており、前段の流れを受けて据え置くことが「適当」との文言を用いている。

松本会長) 理由において、前提条件を示した上で据え置くことが「適当」であるとの文言を用いていることは適切と考える。また、主文についても、「次の理由をもって」と結論をくくっていることから、これまでの答申と同様の表現としている原案どおりとしたいがどうか。

馬淵委員, 中山委員, 吉岡委員) 原案どおりで良い。

中山委員) 今回は、議員定数が減ったことを受けて政務調査費の執行状況を見守るために額を据置きとすることとしたことから、据置きとした理由が過去の答申とは若干異なる。

松本会長) 理由において政務調査費の額を据え置くこととした本審議会の考えを示しており、主文は以下の理由を受けての結論としていることから、問題はないと考える。今回、答申書の取りまとめに当たり、政務調査費の額や議員報酬の減額措置の実施について、各委員から多くの意見が出され

た。市議会も含め、市に本審議会の意見を十分に斟酌してもらいたい。

それでは、答申書の原案について、委員全員の了承を得たことから、これを市長に提出することとする。